

# しおた文男後援会規約

## 第1条 (名称・所在地)

本会は、しおた文男後援会と称し主事務所を築上町に置く。

## 第2条 (目的)

本会は、しおた文男氏を後援することにより町政発展と住民福祉の向上と地域街づくりの推進、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

## 第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

## 第4条 (会員)

本会は、第2条の目的に賛同し入会申込書を提出した者をもって会員とする。

## 第5条 (役員)

本会は、次の役員を置く。

会 長 1名  
副会長 2名 ・ 幹 事 5名 ・ 会計責任者 1名 ・ 監事 2名

## 第6条 (役員を選出及び任期)

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員任期は1年とするただし、再任は妨げない。

## 第7条 (会議)

- 1 会長は毎年1回通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 会長は必要に応じ役員会を招集する。

## 第8条 (経費)

本会の経費は、会費月額0円、寄付金その他の収入をもって充当する。

## 第9条 (会計年度及び会計監査)

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け総会に報告する。

## 第10条 (規約の改廃)

本規約の改廃は、総会において決定する。

## 第11条 (補則)

本規約に定めない事項については、役員会で決定する。

附 則 本規約は、平成22年9月1日より実施する。